○防衛省告示第八十八号

日 本国とアメリ カ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国に

お け る合 衆 国 軍 隊 \mathcal{O} 地 位 に 関する協定第二条 \mathcal{O} 規 定 によりアメリ 力 合衆 国 が 使用 を許され る施設及 び 区 · 域 に

つい て、 共 同 使用 及 び 追 加提供が令和三年三月二十九日次のとおり決定された。

令和三年三月三十一日

防衛大臣 岸 信夫

陸上 施設

◎ 共

同

使用

所 在

地

名 所

有関係

摘

要

土 地 . . 約二〇

平

方メー

ŀ

ル

国有

陸 上自 衛 際が電流 柱用地 及び電柱支線用地

として共同使用する。

三〇七九 キャ ・ンプ・ 座間

相 模

原市

施

施設

番

号

設

名

六〇一一 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡金武町 国 有

公有 土地:約二二、〇〇〇平方メートル 土地:約五、二〇〇平方メート ルル

民有 土 地 ·· 約一九〇平方メートル

沖縄県が

河

川改修工事用地として共同使

用する。

◎追加提供

施 設

施設番号

四〇九二

岩国飛行場

岩国市

名

所 在 地

名

所有関係

摘

要

工作物:下水等

国 有

雨水排水施設として追加提供する。